

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年11月19日

横浜市契約事務受任者
港北区長 鶴澤 聡明

1 契約の概要

令和3年10月7日（木）22時41分、千葉県北西部を震源とする地震が発生し、菊名駅で発生した帰宅困難者を受け入れるため、帰宅困難者一時滞在施設に指定されている横浜市菊名地区センターを開放するよう、当該地区センターの管理者あて要請し、当該地区センターの一部の部屋を、本市が帰宅困難者一時滞在施設として使用した。

2 履行（納品）場所

横浜市菊名地区センター（住所：横浜市港北区菊名6-18-10）和室全室

3 契約日

令和3年10月8日（金）

4 履行日又は履行期間

令和3年10月8日2時06分から7時21分

5 契約金額

2,220円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 名称 一般財団法人こうほく区民施設協会 代表理事 小島 清
- (2) 所在地 横浜市菊名6-18-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

地震直後、災害対策を実施する最中に通常の契約手続きを行う暇がなかったため

8 契約の相手方の選定理由

帰宅困難者一時滞在施設として本市が協定を締結している施設の中から、帰宅困難者が発生した菊名駅から直近の施設を選定した。

9 所管課

横浜市港北区総務部総務課